

戦没者等の妻に対する特別給付金等の 特別買上償還証明事務マニュアル

平成 31 年度版

1. 概要	2
(1) 特別買上償還の概要	2
(2) 特別買上償還の証明事務の流れ	3
2. 対象者	4
3. 対象国債・買上価格	6
4. 特別買上償還証明事務の処理手順	7
(1) 買上償還の申込み	7
(2) 申込書の受付	9
(3) 国債の裁定取消の有無の確認	12
(4) 買上償還に必要な証明書の交付	12
(5) 買上償還の請求	13
(6) 台帳への記録、厚生労働省への報告	13
(7) 法定代理人等による手続	14
5. 参照条文・通知	15
6. 様式集	25

1. 概要

本マニュアルは、

- ・戦没者等の妻に対する特別給付金
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金
- ・戦没者の父母等に対する特別給付金

の特別買上償還にかかる証明事務について記載したものです。以下、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号。以下「戦没妻法」という。）に基づく特別給付金を例に説明します。

(1) 特別買上償還の概要

特別給付金として交付を受けた記名国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定等の処分はできないこととされています（戦没妻法第 4 条第 4 項）。このように原則として譲渡等を禁止しているのは、国債を一般の流通の対象とすれば、不当に廉価で売買されるおそれがあり、弔慰・慰藉のために支給する法の趣旨に反することとなるためです。

しかしながら、全面的に譲渡等を禁止すれば、真に必要な場合に換金の方途がなく、脱法的行為によって事実上不当な廉価で譲渡したのと同様の結果が生ずるおそれがあることから、政令において、以下の場合には譲渡等の処分を認めています（戦没妻法施行令（昭和 38 年政令第 125 号）第 1 条第 1 項）。

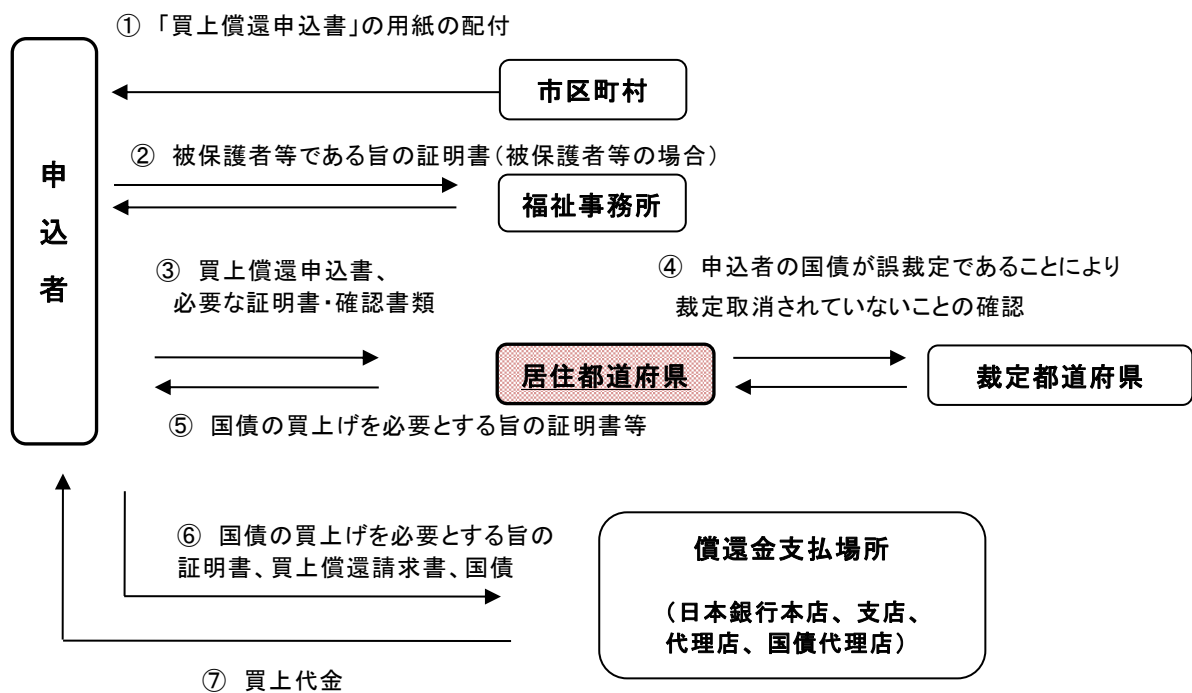
- ① 国に譲渡する場合
- ② 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
- ③ 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合

このうち、「①国に譲渡する場合」を特別買上償還といいます。これは、特別給付金の受給者が経済的困窮者等である場合に限り、本来一定の期間（例：10 年）をかけて償還金を受け取るところを、償還期限前に残存賦札を特定の買上価格で一括して買い上げる方法により償還するものです。

(2) 特別買上償還の証明事務の流れ

平成 25 年 12 月、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について閣議決定が行われ、これに基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成 27 年政令第 128 号）」が制定されました。これらの法令改正により、これまで地方厚生局が行っていた特別買上償還証明事務について、申込者にとって身近な都道府県で手続を行うことができるよう、平成 27 年 4 月より居住する都道府県が行うこととなりました。

【申込者が被保護者等の場合の概要図】



2. 対象者

国債の記名者が、次の（１）、（２）又は（３）に該当し、かつ、都道府県知事により国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた者（戦没妻法施行令第１条第２項、第３項及び第４項）は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について、一定の利率で割り引かれた金額で買上償還を受けることができます（P6 参照）。

（１） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

<留意点>

○生活保護世帯の場合、買上償還を受けると収入認定を受ける場合があります。

「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付される国債にかかる収入認定について（昭和 39 年 9 月 17 日付け社保第 107 号、各都道府県・各指定都市民生主管部局長あて厚生省社会局保護課長通知）」

生活保護法による保護の実施要領に関し、標記国債にかかる収入の認定について疑義を生じている向もあるので、これが取扱いについては次によられたく通知する。

（略）

2 特別給付金国庫債券の政府買上げによる収入の取扱い。

特別給付金国庫債券の政府買上げによる収入については、次のいずれかに該当する場合を除き、通常の例により収入として認定すべきであること。

(1) 保護の実施機関において具体的な生業計画を根拠として、その収入が生業資金として活用されることが確認された場合

(2) (1)のほか、その収入が戦没者等の慰霊の経費に充てられ、又はその子の生業資金（技能修得に要する費用を含む。）若しくは修学資金として自立更生に活用されることが確認された場合

（略）

- (2) 現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長（東京都特別区の場合は特別区長）が認めたもの

<留意点>

- 「経済的に困窮している者」とは、「保護を要する状態に陥るおそれがあると認められる者」であり、その基準に関しては、従来どおり各福祉事務所長の判断によります。

- (3) 国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすると認められるもの

<留意点>

- 相続財産を管理する者等による当該債券の換価が相続債権者等への弁済に必要であることが条件であり、次の場合に限り（P23～P24：平成18年5月1日付け事務連絡参照）。

- ・ 限定承認の場合（民法（明治29年法律第89号）第922条、第926条）
相続の際、相続人が相続によって得た財産の限度において債務を精算し、その上で残余があれば相続人が承継するもの。
- ・ 財産分離の場合（民法第941条第1項、第943条、第944条1項）
相続が開始された場合に相続財産と相続人の固有財産とが混合することを防止するため、両財産を分離して精算するもの。
- ・ 相続人不存在の場合（民法第952条1項）
相続人の存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含む。）には家庭裁判所が利害関係者等の請求によって相続財産管理人を選任し、当該管理人がその財産の管理及び精算を行うもの。
- ・ 財産又は相続財産の破産（破産法（平成16年法律第75号）第31条1項、第74条1項、第78条1項）
財産又は相続財産の破産宣告と同時に、地方裁判所が破産管財人を選任し、選任された破産管財人が破産財団（破産者の総財産）を管理し弁済等を行うもの。

3. 対象国債・買上価格

買上償還対象国債・買上価格については、当該買上償還の実施期間を明記した上で、年度当初に、財務省通知を受けて厚生労働省より都道府県へ通知しています（P19～20：平成 31 年度特別買上償還の実施に関する通知参照）。

買上償還対象国債は本通知で示すもののみに限られています。

参考：過去の買上価格の例

<第二十二回戦没者等の妻に対する特別給付金い号（額面 200 万円）>

※平成 16 年 4 月 30 日～平成 25 年 4 月 26 日

買上賦札		買上価格
枚数	金額	
2	200,000 円	191,400 円
3	300,000 円	282,900 円
4	400,000 円	371,800 円
5	500,000 円	458,000 円
6	600,000 円	541,800 円
7	700,000 円	623,100 円
8	800,000 円	702,000 円
9	900,000 円	778,700 円
10	1,000,000 円	853,100 円
11	1,100,000 円	925,300 円
12	1,200,000 円	995,400 円
13	1,300,000 円	1,063,500 円
14	1,400,000 円	1,129,600 円
15	1,500,000 円	1,193,800 円
16	1,600,000 円	1,256,200 円
17	1,700,000 円	1,316,700 円
18	1,800,000 円	1,375,400 円
19	1,900,000 円	1,432,400 円

4. 特別買上償還証明事務の処理手順

特別買上償還証明事務については、おおむね以下の手順で行います。なお、様式1～5（P26～38）については、通知に基づき、これらの様式を使用してください。また、参考例1～6（P39～48）については、受付台帳、申込者への案内文等の例を参考に示したものであり、各都道府県において適宜工夫して使用してください。

(1) 買上償還の申込み

(ア) 申込者が被保護者等の場合

【手続に必要な書類】

- ・ 買上償還申込書（P26～27：様式1－1）
- ・ 国債の表と裏（賦札部分は不要）の写し（「記名変更している場合」又は「償還金支払場所を変更している場合」に限る）

【手続の流れ】

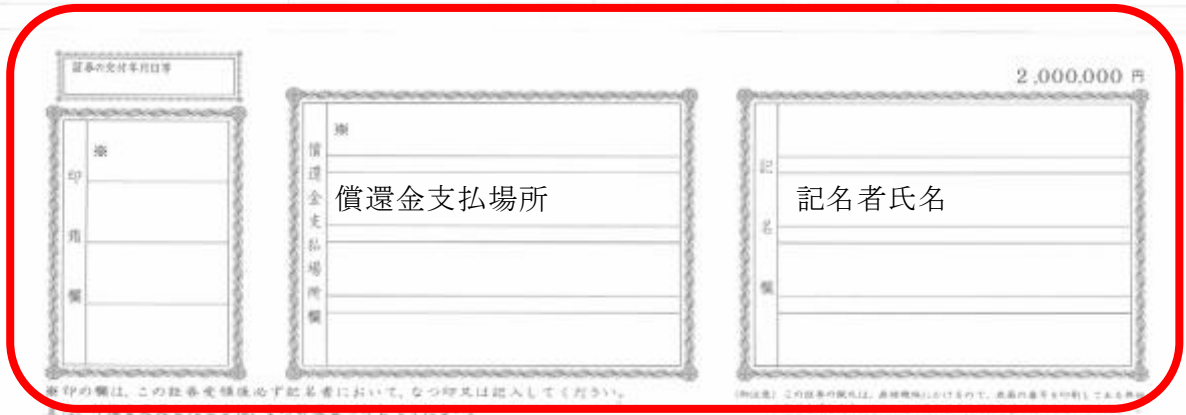
- ① 申込者は、「買上償還申込書」（様式1－1）と「特別買上償還の申込方法・記入要領」（P40：参考例2－1）を市区町村役場から受領します。
- ② 申込者は、「買上償還申込書」に必要事項を記載し、記名者が居住する地区の福祉事務所長から「被保護者等である旨の証明書」（様式1－1の下部）を受けます。
- ③ 申込者は、福祉事務所から証明を受けた「買上償還申込書・被保護者等である旨の証明書」を居住する都道府県の担当課に提出します（「記名変更している場合」又は「償還金支払場所を変更している場合」は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付すること）。

国庫債券の写しの見本 枠内についてコピーを添付すること。

表面



裏面



(イ) 申込者が相続財産を管理する者又は破産管財人の場合

【手続に必要な書類】

- ・ 買上償還申込書（相続財産を管理する者等）（P30～31：様式1－3）
- ・ 国債の表と裏（賦札部分は不要）の写し（「記名変更している場合」又は「償還金支払場所を変更している場合」に限る）
- ・ 相続財産を管理する者又は破産管財人であることが確認できる書類
- ・ 財産又は相続財産の処分が相続債権者等への弁済に必要であることを示す書類

【手続の流れ】

- ① 申込者は、「買上償還申込書（相続財産を管理する者等）」（様式1－3）と「特別買上償還の申込方法・記入要領」（P42：参考例2－3）を市区町村役場から受領します。

申込者は、「買上償還申込書」に必要事項を記載し、資格の確認書類及び弁済に必要であることの確認書類（P10～11：一覧表参照）、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写し（「記名変更している場合」又は「償還金支払場所を変更している場合」）を添えて当該国債の記名者の居住地の都道府県又は記名者の死亡の際における居住地の都道府県担当課に提出します。

(2) 申込書の受付

① 受付

(ア) 申込者が被保護者等の場合

都道府県は、申込者から提出された「買上償還申込書・被保護者等である旨の証明書」を受け付けます。

申込書と併せて、「被保護者等である旨の証明書」に福祉事務所長による証明がなされているか確認します。

※ 福祉事務所長による証明は、様式1－1又は1－2によるものが原則ですが、他の様式による証明（例：生活保護受給証明書）であっても差し支えありません。

※ 福祉事務所に申込者本人が来所できない場合の代理人による手続方法（委任状及び本人確認方法）は、各福祉事務所の判断により行っています。

(イ) 申込者が相続財産を管理する者又は破産管財人の場合

都道府県は、申込者から提出された「買上償還申込書」を受け付けます。

申込書と併せて、下記の「資格の確認書類」及び「弁済に必要であることの確認書類」を確認します。

	資格	資格の確認書類	弁済に必要であることの確認書類
1 限定承認の場合	相続財産の管理人(相続人が複数いる場合)	限定承認における相続財産の管理人選任の審判書 謄本又は証明書	財産目録
	限定承認者(相続人が一人の場合)	限定承認をした旨の証明書	財産目録
2 財産分離の場合	相続財産の管理人が選任される場合	財産分離における相続財産の管理人選任の審判書 謄本又は証明書	財産目録
	相続財産の管理人が選任されない場合	財産分離を行う旨の審判書 謄本又は証明書(当該相続人の氏名が記載されたもの)	財産目録
3 相続人不在の場合	—	相続財産の管理人選任の審判書 謄本又は証明書	財産目録
4 破産管財人の場合	—	破産管財人選任の証明書	<国債の記名者が生存している場合> 裁判所から国債を管理及び処分をすることについて許可を得ていることを示す書類

			< 国債の記名者が死亡している場合 > 確認書類の提出は不要 ※ 相続財産の破産の場合は、破産管財人が一切の財産の管理及び処分を行うため。
--	--	--	---

資格の確認書類については、上記 1～3 は、当該事件の審判を行った家庭裁判所、上記 4 は、当該破産事件を管轄する地方裁判所により証明されたものとする。

② 申込書の記載事項の確認

申込書の記載事項（記号、証券番号、記名者、償還金支払場所）については、援護システムの証券番号検索及び簡易台帳により確認します。

「記名変更している場合」及び「償還金支払場所を変更している場合」については、援護システムの情報に加えて、添付の国債の写しにより確認します。

③ 書類不備の場合の処理

(1) 申込書の内容（記号、証券番号、記名者、償還金支払場所、住所及び氏名）に記入漏れなどの不備がある場合

→ 申込者に、**補正依頼文書（P43：参考例 3－1）**等により不備事項を示し、申込書（原本）を返戻します。

※ 備考欄に記入をお願いしている「戦没者氏名」等は、証明書の交付に当たり、必ずしも必要な事項ではないため、未記入であっても返戻等せず、次の処理に進みます。

(2) 被保護者等からの申込みで、福祉事務所長による証明印がない、又は証明書が添付されていない場合

→ 申込者に、**補正依頼文書（P44：参考例 3－2）**等により不備事項を示し、申込書（原本）を返戻します。

(3) 相続財産を管理する者等からの申込みで、「資格の確認書類」及び「弁済に必要であることの確認書類」がない場合

→申込者に、**補正依頼文書**（P45：参考例3－3）等により不備事項を示し、**確認書類**の提出を依頼します。

(3) 国債の裁定取消の有無の確認

買上償還の申込みのあった国債が既に誤裁定により裁定取消になっている場合には、買上償還が受けられないため、**確認依頼文書**（P46：参考例4）により国債の裁定都道府県に裁定取消の有無を確認します（裁定都道府県がどこかについては、援護システムにより確認）。

※ 裁定を受けた者が国債償還期間中に死亡したときは、その相続人が国債の記名変更の手続により、国債の記名者となっていることがあります。この場合は、記名変更前の裁定を受けた者について裁定都道府県に照会します（国債の記名変更をしている場合は、「買上償還申込書」の記名者欄の（ ）に記名変更前の記名者の氏名を記入することになっています）。

① 国債の裁定取消「無」の場合

次の(4)買上償還に必要な証明書の交付の処理に進みます。

② 国債の裁定取消「有」の場合

申込者に対し、申込みのあった国債については裁定が取り消されているため、買上償還を受けることができない旨回答を行います。**回答文書**（P47：参考例5）を送付してください。

(4) 買上償還に必要な証明書の交付

裁定が取り消されていないことが確認できたら、送付文書及び「国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書」の案を作成し、所要の決裁手続等を行います。

所要の決裁手続等が終了したら、申込者に対し、**送付文書**（P48：参考例6）、「**国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書**」（P32～33：様式2）及び「**国庫債券買上償還請求書**」（P34～35：様式3）を交付します。

※ 相続財産を管理する者等に交付する場合は、「国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書」（P32～33：様式2）の備考欄に、相続財産を管理する者等についての事項を必ず記載してください。

※「国庫債券買上償還請求書」（P34～35：様式3）については、日本銀行において様式を作成しています。毎年度、厚生労働省から都道府県へ必要な様式を電子媒体により送付しますので印刷してください。なお、この請求書は、申込者が償還金支払場所において買上償還を受ける際に記載するものですので、都道府県において記入する事項はありません。何も記載せずに交付してください。

(5) 買上償還の請求

(4)により証明書等の交付を受けた者は、「国債」に「国庫債券買上償還請求書」及び「国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書」を添えて、償還金支払場所として指定した郵便局等に提出し、買上償還を受けます。

なお、相続財産を管理する者等については、本人確認書類として「印鑑証明書」をあわせて提出します。

(6) 台帳への記録、厚生労働省への報告

買上償還証明事務の実施にあたっては、受付台帳（P39：参考例1）を作成の上、申し込みのあった案件の処理状況について記録・管理を行います。申込書類については保存期間を5年とします。

また、買上償還証明書の発行実績について、**買上償還証明書発行件数集計表**（P38：様式5）により厚生労働省に報告を行います。

- 報告時期 翌年度5月末日まで
- 報告方法 厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係担当宛に電子メールにより報告

(7) 法定代理人等による手続

① 法定代理人（成年後見人等）による手続

記名者の法定代理人（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、親権者又は未成年後見人）は、買上償還申込手続に関して代理権がある場合は、申込手続を行うことができます。

法定代理人は、「買上償還申込書（法定代理人用）」（P28～29:様式1-2）に記名者が被保護者等である旨の証明を受けた上で、法定代理人であることの確認書類（「登記事項証明書（別紙目録がある場合は別紙を含む）」または「戸籍書類（親権者及び民法改正前の後見人）」）を添えて、記名者の居住する都道府県に提出します。

なお、当該国債の請求手続を行った法定代理人（既に法定代理人として援護システムに登録されている者）については、法定代理人であることの確認書類の提出を省略して差し支えありません。

都道府県は、前記（2）及び（3）の審査を行い、（4）に記載の買上償還に必要な証明書等を法定代理人に交付します。

記名者の法定代理人であることを償還金支払場所に届け出していない場合は、法定代理人であることの確認書類を証明書等にあわせて償還金支払場所に提出します。

② 代理人による手続

記名者が「申込手続」及び「買上償還に必要な証明書等の受領」について、代理人に委任する場合は、代理人が申込手続を行うことができます。

受任者（代理人）は、「買上償還申込書」（P26～27:様式1-1）に、委任状（P36～37:様式4）及び代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写しを添えて、記名者の居住する都道府県に提出します。

都道府県は、前記（2）及び（3）の所要の審査を行い、（4）に記載の買上に必要な証明書等を受任者（代理人）に交付します。

※「買上償還申込書」（様式1-1）は、記名者の氏名及び住所等を記載します。受任者（代理人）について記載する項目はありません。

5. 参照条文・通知

戦没者等の妻に対する特別給付金

- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）抄
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 38 年政令第 125 号）抄

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）抄
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号）抄

戦傷病者等の妻に対する特別給付金

- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）抄
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 41 年政令第 227 号）抄

戦没者の父母等に対する特別給付金

- ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和 42 年法律第 57 号）抄
- ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和 42 年政令第 188 号）抄

平成 31 年度特別買上償還の実施に関する通知

- ・第二十七回特別給付金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券の特別買上償還の継続実施について（平成 31 年 4 月 10 日付け社援発 0410 第 2 号、各都道府県民生主管部（局）長あて 厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）

参考通知

- ・第二十七回特別給付金国庫債券、第十回特別弔慰金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券の特別買上償還の継続実施について（平成 30 年 4 月 6 日付け社援発 0406 第 1 号、各都道府県民生主管部（局）長あて 厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付される国債にかかる収入認定について（昭和 39 年 9 月 17 日付け社保第 107 号、各都道府県・各指定都市民生主管部局長あて 厚生省社会局保護課長通知）抄

- ・ 第八回特別弔慰金国庫債券及び第二十二回特別給付金国庫債券の特別買上償還の新規対象者（相続財産を管理する者）について（平成 18 年 5 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局援護課給付係事務連絡）

戦没者等の妻に対する特別給付金

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）抄

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条（略）

2～3（略）

- 4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 38 年政令第 125 号）抄

（国債の譲渡及び担保権の設定）

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「法」という。）第四条第二項の規定により発行する国債（以下この条において単に「国債」という。）について譲渡又は担保権の設定をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 国に譲渡する場合
- 二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
- 三 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合

- 2 前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。
- 3 国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。
- 4 国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

（事務の区分）

第四条 第一条第三項及び第四項並びに前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）抄

（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）

第五条（略）

2～3（略）

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）抄

（国債の譲渡及び担保権の設定）

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債（以下この条において単に「国債」という。）について譲渡又は担保権の設定をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

一 国に譲渡する場合

二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合

三 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合

2 前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3 国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4 国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

（事務の区分）

第四条 第一条第三項及び第四項並びに前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金

・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）抄

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条（略）

2～3（略）

- 4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和41年政令第227号）抄

（国債の譲渡及び担保権の設定）

第二条 法第四条第二項の規定により発行する国債（以下この条において単に「国債」という。）について譲渡又は担保権の設定をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 国に譲渡する場合
 - 二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
 - 三 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合
- 2 前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。
 - 3 国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。
 - 4 国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

（事務の区分）

第五条 第二条第三項及び第四項並びに前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第三条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

戦没者の父母等に対する特別給付金

・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）抄

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第五条 （略）

2～3 （略）

- 4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和42年政令第188号）抄

（国債の譲渡及び担保権の設定）

第一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債（以下この条において単に「国債」という。）について譲渡又は担保権の設定をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 国に譲渡する場合
- 二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
- 三 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合

2 前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3 国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4 国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第四条に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

（事務の区分）

第四条 第一条第三項及び第四項並びに前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

平成 31 年度特別買上償還の実施に関する通知

- ・ 第二十七回特別給付金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券の特別買上償還の継続実施について（通知）

（平成 31 年 4 月 10 日付社援発 0410 第 2 号、各都道府県民生主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）

標記について、平成 31 年 4 月 5 日付財理第 1 2 4 6 号をもって財務省理財局長から通知があり、今年度におきましても、第二十七回特別給付金国庫債券については平成 31 年 5 月 7 日以降、第二十八回特別給付金国庫債券については平成 31 年 4 月 15 日以降も従来と同様に実施することとなりましたので通知します。

なお、実施の概要は下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市区町村等に周知を図るよう御配慮願います。

記

1 買上償還の対象となる国債及び買上償還の実施期間

- （1）第二十七回特別給付金国庫債券「い号」券～「に号」券
実施期間 平成 31 年 5 月 7 日～平成 32 年 4 月 28 日

(上記期間内に買上償還請求書を買上げの取扱機関の窓口で受理されたものに限る。)

(2) 第二十八回特別給付金国庫債券「い号」券

実施期間 平成31年4月15日～平成32年4月14日

(上記期間内に買上償還請求書を買上げの取扱機関の窓口で受理されたものに限る。)

なお、25万円券、22万5千円券、15万円券及び7万5千円券は除く。)

2 買上価格

買上げの日後に償還金支払期日の到来する賦札全部が附属するものとする。

(1) 第二十七回特別給付金国庫債券の買上価格

ア 平成31年5月7日～平成31年10月30日までに買い上げた場合

買 上 賦 札			買 上 価 格
記 号	枚 数	金 額	
い	9	900,000円	778,700円
ろ	11	1,100,000円	925,300円
は	15	1,500,000円	1,193,800円
に	17	1,700,000円	1,316,700円

イ 平成31年10月31日～平成32年4月28日までに買い上げた場合

買 上 賦 札			買 上 価 格
記 号	枚 数	金 額	
い	8	800,000円	702,000円
ろ	10	1,000,000円	853,100円
は	14	1,400,000円	1,129,600円
に	16	1,600,000円	1,256,200円

(2) 第二十八回特別給付金国庫債券「い号」券の買上価格

平成31年4月15日～平成32年4月14日までに買い上げた場合

買上賦札 (枚数2枚)		買 上 価 格
額 面	金 額	
50万円券	200,000円	183,400円
45万円券	180,000円	165,100円
30万円券	120,000円	110,100円

3 その他

買上償還の対象者及び方法等については、従来と同様の方法によること。

参考通知

- ・ 第二十七回特別給付金国庫債券、第十回特別弔慰金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券の特別買上償還の継続実施について（通知）
（平成30年4月6日付社援発 0406 第1号、各都道府県民生主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）

標記国債の特別買上償還について、平成30年4月3日付財理第1066号をもって財務省理財局長から通知があり、平成30年度におきましても、第二十七回特別給付金国庫債券については平成30年5月1日以降、第十回特別弔慰金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券については平成30年4月16日以降も従来と同様に実施することとなりましたので通知します。

なお、実施の概要は下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市区町村等に周知を図るよう御配慮願います。

記

1 買上償還の対象となる国債及び買上償還の実施期間

- (1) 第二十七回特別給付金国庫債券「い号」券～「に号」券

実施期間 平成30年5月1日から平成31年4月26日

（上記期間内に買上償還請求書を買上げの取扱機関の窓口で受理されたものに限る。）

- (2) 第十回特別弔慰金国庫債券「い号」券

実施期間 平成30年4月16日から平成31年4月12日

（上記期間内に買上償還請求書を買上げの取扱機関の窓口で受理されたものに限る。）

- (3) 第二十八回特別給付金国庫債券「い号」券

実施期間 平成30年4月16日から平成31年4月12日

（上記期間内に買上償還請求書を買上げの取扱機関の窓口で受理されたものに限る。なお、15万円券及び7万5千円券は除く。）

2 買上価格

買上げの日後に償還金支払期日の到来する賦札全部が附属するものとする。

- (1) 第二十七回特別給付金国庫債券の買上価格

ア 平成30年5月1日～平成30年10月30日までに買い上げた場合

買 上 賦 札			買 上 価 格
記 号	枚 数	金 額	
い	11	1,100,000円	925,300円
ろ	13	1,300,000円	1,063,500円
は	17	1,700,000円	1,316,700円
に	19	1,900,000円	1,432,400円

イ 平成30年10月31日～平成31年4月26日までに買い上げた場合

買 上 賦 札			買 上 価 格
記 号	枚 数	金 額	
い	10	1,000,000円	853,100円
ろ	12	1,200,000円	995,400円
は	16	1,600,000円	1,256,200円
に	18	1,800,000円	1,375,400円

(2) 第十回特別弔慰金国庫債券「い号」券の買上価格

平成30年4月16日～平成31年4月12日まで買い上げた場合

買 上 賦 札		買 上 価 格
枚 数	金 額	
2	100,000円	91,700円

(3) 第二十八回特別給付金国庫債券「い号」券の買上価格

平成30年4月16日～平成31年4月12日までに買い上げた場合

買上賦札（枚数3枚）		買 上 価 格
額 面	金 額	
50万円券	300,000円	267,300円
45万円券	270,000円	240,600円
30万円券	180,000円	160,400円
25万円券	150,000円	133,700円
22万5千円券	135,000円	120,300円

3 その他

買上償還の対象者及び方法等については、従来と同様の方法によること。

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付される国債にかかる収入認定について（昭和39年9月17日付け社保第107号、各都道府県・各指定都市民生主管部局長あて厚生省社会局保護課長通知）抄

生活保護法による保護の実施要領に関し、標記国債にかかる収入の認定について疑義を生じている向もあるので、これが取扱いについては次によられたく通知する。

（略）

- 2 特別給付金国庫債券の政府買上げによる収入の取扱い。

特別給付金国庫債券の政府買上げによる収入については、次のいずれかに該当する場合を除き、通常の例により収入として認定すべきであること。

- (1) 保護の実施機関において具体的な生業計画を根拠として、その収入が生業資金として活用されることが確認された場合
- (2) (1)のほか、その収入が戦没者等の慰霊の経費に充てられ、又はその子の生業資金（技能修得に要する費用を含む。）若しくは修学資金として自立更生に活用されることが確認された場合
(略)

・第八回特別弔慰金国庫債券及び第二十二回特別給付金国庫債券の特別買上償還の新規対象者（相続財産を管理する者）について（平成18年5月1日厚生労働省社会・援護局援護課給付係事務連絡）

標記国庫債券の特別買上償還の実施については、平成18年4月28日付け社援発第0428004号をもって通知したところですが、標記について下記のとおりお知らせしますので、各都道府県援護主管課におかれては、市区町村等に対しての周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 地方厚生局長において、相続財産を管理する者による当該債券の換価が相続債権者等への弁済に不可欠であることを確認する証明書類について

(1) 限定承認の場合

ア 資格

- (ア) 相続財産の管理人（相続人が複数いる場合）
限定承認における相続財産の管理人選任の審判書謄本又は証明書
- (イ) 限定承認者（相続人が一人の場合）
限定承認をした旨の証明書

- イ 買上償還が弁済に不可欠であることの確認書類
財産目録（相続財産の管理人の有無にかかわらず）

(2) 財産分離の場合

ア 資格

- (ア) 相続財産の管理人が選任される場合
財産分離における相続財産の管理人選任の審判書謄本又は証明書
- (イ) 相続財産の管理人が選任されない場合
財産分離を行う旨の審判書謄本又は証明書（当該相続人の氏名が記載される）

- イ 買上償還が弁済に不可欠であることの確認書類
財産目録（相続財産の管理人の有無にかかわらず）

(3) 相続人の不存在の場合

- ア 資格・・・相続財産管理人選任の審判書謄本又は証明書
- イ 買上償還が弁済に不可欠であることの確認書類・・・財産目録

(4) 破産管財人の場合

ア 資格・・・破産管財人の選任の証明書

イ 買上償還が弁済に不可欠であることの確認書類

相続財産をもって債務を完済できないと認めるときに破産手続開始となるため、財産目録の提出は不要

(5) 留意事項

ア 申込み用紙及び「特別買上償還の申込みに当たって（相続財産を管理する方の場合）」については、市区町村窓口で配布することとされたい。

イ 資格の確認については、前記(1)から(3)については、当該事件の審判を行った家庭裁判所、前記(4)については、当該破産事件を管轄する地方裁判所により証明されたものとする。

ウ 地方厚生局長の証明書の備考欄に、相続財産を管理する者についての事項を必ず記載すること。

2 参考

(1) 限定承認

相続人が、相続によって得た財産の限度においてのみ、被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して行う相続の承認。限定承認をすると、相続財産について精算が行われ、債権者、受遺者に弁済し、残余があれば相続人に帰属する。相続人が複数いる場合には、相続人の中から家庭裁判所が相続財産の管理人を選任するが、相続人が一人の場合は管理人は選任されないため、買上償還は、限定承認を申請した相続人からの請求となる。

(2) 財産分離

相続が開始された場合に相続財産と相続人の固有財産とが混合することを防止するため、両財産を分離して精算する制度。家庭裁判所への請求によって行い、家庭裁判所が必要と判断した場合は、相続財産の管理人が選任されるが、選任されない場合、買上償還は、その相続人からの請求となる。

(3) 相続人不存在

相続人の存在が不明なときに、家庭裁判所が利害関係者等の請求によって相続財産管理人を選任し、当該管理人は、その財産の管理及び精算を行う。

(4) 相続財産の破産

相続財産の破産宣告と同時に、地方裁判所が破産管財人を選任し、破産財団（破産者の総財産）を管理し弁済等を行う。

3 平成18年度の買上償還の実績を把握するとともに、平成19年度以降の方針の参考とするため、各地方厚生局におかれては、毎月末日における国債種別毎の買上償還の証明数を、翌月15日までに当職宛に報告願いたい。

(1) 買上償還を認めた数

(2) (1)に係る各対象者の種類別人数(①生活保護受給者 ②生活困窮者 ③相続財産管理人等)

(3) 買上償還を認めなかった数

6. 様式集

- 様式 1-1 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書
- 様式 1-1 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書
- 様式 1-2 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（法定代理人用）
- 様式 1-2 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書（法定代理人用）
- 様式 1-3 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）
- 様式 1-3 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）
- 様式 2 ① 第二十七回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書
- 様式 2 ② 第二十八回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書
- 様式 3 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還請求書（日本銀行作成用紙）
- 様式 3 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還請求書（日本銀行作成用紙）
- 様式 4 ① 委任状（第二十七回特別給付金国庫債券）
- 様式 4 ② 委任状（第二十八回特別給付金国庫債券）
- 様式 5 買上償還証明書発行件数集計表
- 参考例 1 買上償還受付台帳
- 参考例 2-1 特別買上償還の申込方法・記入要領
- 参考例 2-2 特別買上償還の申込方法・記入要領（法定代理人用）
- 参考例 2-3 特別買上償還の申込方法・記入要領（相続財産を管理する者等）
- 参考例 3-1 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について
- 参考例 3-2 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について
- 参考例 3-3 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書について
- 参考例 4 第二十七回特別給付金国庫債券に係る裁定状況の確認について
- 参考例 5 第二十七回特別給付金国庫債券の特別買上償還について（返戻）
- 参考例 6 第二十七回特別給付金国庫債券の特別買上償還について（証明書送付文書）

様式 1 - 1 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書

別紙 1

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書

買上償還を必要とする第二十七回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証券番号	フリガナ 記 名 者	償還金支払場所	
		※ ()		戦没者氏名 フリガナ 裁定都道府県：

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。なお、記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏(賦札部分は不要)の写しを添付してください。

上記の第二十七回特別給付金国庫債券の買上償還を、下記の理由により受けたいので申し込みます。

(買上償還を必要とする理由)

平成 年 月 日

住 所 〒

電話番号 ()

氏 名 印

〇〇都道府県知事 殿

被保護者等である旨の証明書

上記申込者は、次の通り経済的に困窮していることを証明する。

- (1) 現に保護を受けている。
- (2) 保護は受けていないが経済的に困窮している。

平成 年 月 日

福祉事務所長 氏 名 印
又は特別区長

- (備考)
- 1. (1) 又は (2) のどちらかを○で囲むこと。
 - 2. この証明書については他の様式としても差し支えないこと。

様式 1 - 1 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書

別紙 1

第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書

買上償還を必要とする第二十八回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証 券 番 号	フリガナ 記 名 者	償還金支払場所	
		※ ()		戦没者氏名 フリガナ 裁定都道府県：

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。なお、記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏(賦札部分は不要)の写しを添付してください。

上記の第二十八回特別給付金国庫債券の買上償還を、下記の理由により受けたいので申し込みます。

(買上償還を必要とする理由)

平成 年 月 日

住 所 〒

電話番号 ()

氏 名 印

〇〇都道府県知事 殿

被保護者等である旨の証明書

上記申込者は、次の通り経済的に困窮していることを証明する。

- (1) 現に保護を受けている。
- (2) 保護は受けていないが経済的に困窮している。

平成 年 月 日

福祉事務所長 氏 名 印
又は特別区長

- (備考) 1. (1) 又は (2) のどちらかを○で囲むこと。
2. この証明書については他の様式としても差し支えないこと。

様式 1-2 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（法定代理人用）

別紙 2

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（法定代理人用）

買上償還を必要とする第二十七回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証券番号	フリガナ 記 名 者	償還金支払場所	戦没者氏名： 裁定都道府県： 記名者住所：
		※ ()		

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。なお、記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏(賦札部分は不要)の写しを添付してください。

上記の第二十七回特別給付金国庫債券の買上償還を、下記の理由により受けたいので申し込みます。

(買上償還を必要とする理由)

平成 年 月 日

法定代理人の区分 (成年後見人、保佐人、補助人、その他)

住 所 〒

電話番号 ()

氏 名 印

〇〇都道府県知事 殿

(備考) 法定代理人であることの確認書類 (登記事項証明書等) を添付してください。

被保護者等である旨の証明書

上記国債の記名者は、次の通り経済的に困窮していることを証明する。

- (1) 現に保護を受けている。
- (2) 保護は受けていないが経済的に困窮している。

平成 年 月 日

福祉事務所長 氏 名 印
又は特別区長

- (備考) 1. (1) 又は (2) のどちらかを○で囲むこと。
2. この証明書については他の様式としても差し支えないこと。

様式1-3① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）

別紙3

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）

買上償還を必要とする第二十七回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証券番号	フリガナ 記 名 者	償還金支払場所	
				フリガナ 戦没者氏名 裁定都道府県：
		※ ()		

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。

上記の第二十七回特別給付金国庫債券の買上償還を、記名者の _____
として受けたいので申し込みます。

（相続債権者及び受遺者等への弁済に買上償還が必要である旨の申立）

平成 年 月 日

住 所 〒

電話番号 ()

氏 名

印

〇〇都道府県知事 殿

- （備考）
1. 相続財産を管理する者等であることの証明書類（審判書謄本等）を添付すること。
 2. 買上償還が相続債権者及び受遺者等への弁済に必要なことが判断できる書類（財産目録）を添付すること。（破産管財人の場合は不要）
 3. 国債の記名者が生存している場合、破産管財人は裁判所から国債を管理及び処分することについて許可を得ていることを示す書類を添付すること。
 4. 記名者又は償還金支払場所を変更している場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付すること。

様式1-3② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）

別紙3

第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）

買上償還を必要とする第二十八回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証券番号	フリガナ 記 名 者	償還金支払場所	
		※ ()		フリガナ 戦没者氏名 裁定都道府県：

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。

上記の第二十八回特別給付金国庫債券の買上償還を、記名者の _____
として受けたいので申し込みます。

（相続債権者及び受遺者等への弁済に買上償還が必要である旨の申立）

平成 年 月 日

住 所 〒

電話番号 ()

氏 名 印

〇〇都道府県知事 殿

- （備考）
1. 相続財産を管理する者等であることの証明書類（審判書謄本等）を添付すること。
 2. 買上償還が相続債権者及び受遺者等への弁済に必要であることが判断できる書類（財産目録）を添付すること。（破産管財人の場合は不要）
 3. 国債の記名者が生存している場合、破産管財人は裁判所から国債を管理及び処分することについて許可を得ていることを示す書類を添付すること。
 4. 記名者又は償還金支払場所を変更している場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付すること。

様式 2 ① 第二十七回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

別紙 4

第 号

第二十七回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

次の第二十七回特別給付金国庫債券を買上償還する必要があることを証明する。

買上償還すべきものと認めた 第二十七回特別給付金国庫債券				備 考 (相続財産を管理する者等の場合)
記号	証券番号	記 名 者	償還金支払場所	
				受領者 資格： 氏名： 住所：

平成 年 月 日

証 明 者 印

第二十八回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

次の第二十八回特別給付金国庫債券を買上償還する必要があることを証明する。

買上償還すべきものと認めた 第二十八回特別給付金国庫債券				備 考 (相続財産を管理する者等の場合)
記号	証券番号	記 名 者	償還金支払場所	
				受領者 資格： 氏名： 住所：

平成 年 月 日

証 明 者 印

様式 3 ① 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還請求書 (日本銀行作成用紙)

- 注意 1. 本書には届出の印を押すこと。
 2. 本書は平成 3 1 年 5 月 7 日から平成 3 1 年 1 0 月 3 0 日までの間に
 償還金支払場所の窓口にて提出すること。

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還請求書

(償還金支払場所)

平成 年 月 日

御中



住所 _____



氏名 _____

買上請求事由 該当欄を○で囲む
1. 特別分
2. 災害分 災害の名称記入 []

下記第二十七回特別給付金国庫債券の買上償還を請求します。

記号	証券番号	額面金額	附属賦札の状態	買上償還代金
い		2,000,000 円	平成 31 年 10 月 31 日渡してから 平成 35 年 10 月 31 日渡しまで 9 枚	778,700 円
ろ		2,000,000 円	平成 31 年 10 月 31 日渡してから 平成 36 年 10 月 31 日渡しまで 11 枚	925,300 円
は		2,000,000 円	平成 31 年 10 月 31 日渡してから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで 15 枚	1,193,800 円
に		2,000,000 円	平成 31 年 10 月 31 日渡してから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで 17 枚	1,316,700 円

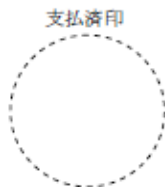
..... (切り離さないこと)

買上代金領収証書

買上代金 ￥ _____

上記請求の買上代金を領収しました。

平成 年 月 日



(償還金支払場所)



氏名 _____

_____ 御中

様式 3 ② 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還請求書 (日本銀行作成用紙)

- 注意 1. 本書には届出の印を押すこと。
 2. 本書は平成 31 年 4 月 15 日から平成 32 年 4 月 14 日までの間に
 償還金支払場所の窓口へ提出すること。

第二十八回特別給付金国庫債券買上償還請求書

(償還金支払場所)

平成 年 月 日

御中



住所 _____

届出印



氏名 _____

買上請求事由 該当欄を○で囲む
1. 特別分
2. 災害分 災害の名称記入 []

下記第二十八回特別給付金国庫債券の買上償還を請求します。

記号	証券番号	額面金額	附属証札の状態	買上償還代金
い		500,000 円	平成 32 年 4 月 15 日渡しから 平成 33 年 4 月 15 日渡しまで 2 枚	183,400 円
い		450,000 円	同 上 2 枚	165,100 円
い		300,000 円	同 上 2 枚	110,100 円

(切り離さないこと)

買上代金領収証書

買上代金 円 _____

上記請求の買上代金を領収しました。

平成 年 月 日



(償還金支払場所)

届出印



氏名 _____

御中

委 任 状

平成 年 月 日

私は _____
の理由により、都道府県に対して買上償還の申込手続をすることが
できないので、次の者に下記の手続を委任します。

受任者（代理人）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

委任者との関係： _____

記

委任事項

1. 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の送付
2. 第二十七回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証
明書及び買上償還請求書の受領

委任者（請求者）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

印

（自署による場合、押印は必要ありません）

* 受任者（代理人）は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）
の写しを添付すること。

委 任 状

平成 年 月 日

私は _____
の理由により、都道府県に対して買上償還の申込手続をすることができないので、次の者に下記の手続を委任します。

受任者（代理人）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

委任者との関係： _____

記

委任事項

1. 第二十八回特別給付金国庫債券買上償還申込書の送付
2. 第二十八回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書及び買上償還請求書の受領

委任者（請求者）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

印

（自署による場合、押印は必要ありません）

* 受任者（代理人）は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）の写しを添付すること。

参考例 1 買上償還受付台帳

買上償還受付台帳																	
受付番号	受付月日	国債種別	証券番号	記名者氏名	償還金支払場所	記名者住所	電話番号	区分	証明書	返戻日	返戻事由	再受付日	裁定取消有無	都道府県権認年月日	証明書発行日	備考	
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									
								①生活保護 ②経済的困窮者 ③相続財産等を管理する者									

参考例 2-1 特別買上償還の申込方法・記入要領

特別買上償還の申込みに当たって

国債の記名者が次の(1)又は(2)に該当し、かつ、居住地の都道府県知事より国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた者は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長（東京都の特別区に住所を有する者は、その住所地の特別区の区長とする。）が認めたもの

買上償還の申込方法

1. 「買上償還申込書」に必要事項を記入し、同申込書 下欄に、国債の買上げを受けようとする記名者が居住地の福祉事務所長から上記(1)又は(2)に該当する旨の証明を受けた上で、下記の都道府県援護担当課に、「買上償還申込書」を送付してください。
 - ◇ 申込書の記入要領等は裏面を参照してください。
 - ◇ 生活保護を受給していない方は、別途必要書類を提出していただくことがありますので、ご了承ください。
 - ◇ 国債の記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付してください。
 - ◇ 代理人が手続を行う場合は、所定の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写しを添付してください。
2. 都道府県では、申込みのあった記名者について、買上償還の対象となるか審査を行った上で、対象となる場合には、「買上げを必要とする旨の証明書」及び「買上償還請求書」を国債の記名者（又は代理人）に直接送付いたします。
3. 証明書等の交付を受けた国債の記名者は、「買上償還請求書」に国債と「買上げを必要とする旨の証明書」を添えて、償還金支払場所に提出し、特別買上償還を受けることとなります。

申込書の送付先
〒123-4567 住所
〇〇都道府県〇〇部〇〇課
電話番号 〇3-1234-1234

記入要領

第〇回特別給付金国庫債券買上償還申込書

買上償還を必要とする第〇回特別給付金国庫債券				備考
記号	証券番号	記名者	償還金支払場所	
※1		※2 ()	※3	※4

上記の第〇回特別給付金国庫債券の買上償還を受けたいので申し込みます。

平成 年 月 日
住所 〒 ()
電話番号 ()
氏名 () 印

〇〇都道府県知事 殿

被保護者等である旨の証明書

上記申込者は、次の通り生活に困窮していることを証明する。

- (1) 現に保護を受けている。
- (2) 保護を受けていないが保護を要する状態に陥るおそれがある。

平成 年 月 日

福祉事務所長 又は特別区長 () 氏名 () 印

(備考) 1. (1) 又は (2) のどちらかを○で囲むこと。
2. この証明書については他の様式としても差し支えないこと。

- ※1 国債表面の上段に記載されている「記号」及び「証券番号」を記入してください。
(例: い号 〇〇〇〇〇〇〇)
記号 証券番号
- ※2 国債表面の上段、「記名欄」の囲み内に記載されている「記名者」の氏名を記入してください。
※国債の記名変更の手続により、記名者の氏名を変更している場合は、「変更前の記名者」の氏名を()に記入してください。
- ※3 国債裏面の上段、「償還金支払場所欄」の囲み内に記載されている「償還金支払場所」を記入してください。
- ※4 国債を支給する旨の裁定を受けた「都道府県名」及び「職没者」の氏名を記入してください。

記名者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
自署の場合は、押印は必要ありません。

記名者が居住する福祉事務所長又は特別区長から証明印を受けてください。

参考例 2-2 特別買上償還の申込方法・記入要領（法定代理人用）

特別買上償還の申込みに当たって（法定代理人用）

国債の記名者が次の(1)又は(2)に該当し、かつ、記名者の居住地の都道府県知事より国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた者は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長（東京都の特別区に住所を有する者には、その住所地の特別区の区長とする。）が認めたもの

買上償還の申込方法

- 「買上償還申込書」に必要事項を記入し、同申込書の下欄に、国債の買上げを受けようとする記名者の居住地の福祉事務所長から記名者が上記(1)又は(2)に該当する旨の証明を受けた上で、下記の都道府県援護担当課に、「買上償還申込書」を送付してください。
 - 申込書の記入要領等は裏面を参照してください。
 - 生活保護を受給していない方は、別途必要書類を提出していただくことがありますので、ご了承ください。
 - 国債の記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付してください。
 - 法定代理人であることがわかる「登記事項証明書」又は「戸籍書類」を添付してください。（当該国債の請求手続を法定代理人として行った場合は、添付を省略できます。）
- 都道府県では、申込みのあった記名者について、買上償還の対象者となるかどうか審査を行った上で、対象となる場合には、「買上げを必要とする旨の証明書」及び「買上償還請求書」を記名者の法定代理人に直接送付いたします。
- 証明書等の交付を受けた記名者の法定代理人は、「買上償還請求書」に国債と「買上げを必要とする旨の証明書」を添えて、償還金支払場所に提出し、特別買上償還を受けることとなります。

なお、記名者の法定代理人であることを償還金支払場所に届け出していない場合は、法定代理人であることの確認書類（登記事項証明書）を併せて提出してください。

申込書の送付先
〒123-4567 住所
〇〇都道府県〇〇部〇〇課
電話番号 03-1234-1234

記入要領

第〇〇回特別給付金国庫債券買上償還申込書（法定代理人用）

買上償還を必要とする第〇〇回特別給付金国庫債券			備考
記号	証券番号	記名者	職没者氏名： ※4
※1		※2	職没者住所： ※5
		※3	

※記名変更した場合は、元の記名者氏名とフリガナを記入してください。なお、記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付してください。

上記の第〇〇回特別給付金国庫債券の買上償還を、下記の理由により受けたいので申し込みます。

（買上償還を必要とする理由）

平成 年 月 日
代理人の氏名（成年後見人、保佐人、補助人、その他）
住所 〒
電話番号 （ ）
氏名 （ ） 印
〇〇都道府県知事 殿

（備考）法定代理人であることの確認書類（登記事項証明書等）を添付してください。

被保護者等である旨の証明書
上記国債の記名者は、次の通り生活に困窮していることを証明する。
(1) 現に保護を受けている。
(2) 保護は受けていないが保護を要する状態に陥るおそれがある。

平成 年 月 日
福祉事務所長
又は特別区長
氏名 印

（備考） 1. (1)又は(2)のどちらかを○で囲むこと。
2. この証明書については他の様式としても差し支えないこと。

※1 国債表面の上段に記載されている「記号」及び「証券番号」を記入してください。

（例： 1号 0000000）
記号 証券番号

※2 国債裏面の上段、「記名欄」の囲み内に記載されている「記名者」の氏名を記入してください。
※国債の記名変更の手続により、記名者の氏名を変更している場合は、「変更前の記名者」の氏名を（ ）に記入してください。

※3 国債裏面の上段、「償還金支払場所欄」の囲み内に記載されている「償還金支払場所」を記入してください。

※4 国債を支給する旨の裁定を受けた「都道府県名」及び「職没者」の氏名を記入してください。

※5 記名者が居住する住所を記入してください。

法定代理人の区分を選択してください。
「その他」には、任意後見人、親権者又は未成年後見人のいずれかを記入してください。
法定代理人の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
自署の場合は、押印は必要ありません。

記名者が居住する福祉事務所長又は特別区長から証明印を受けてください。

参考例 2-3 特別買上償還の申込方法・記入要領（相続財産を管理する者等）

特別買上償還の申込みに当たって（相続財産を管理する方等の場合）

国債の記名者が死亡するなどにより、相続財産を管理する方等※による相続債権及び受遺者等に対する弁済のために、国債の買上償還が必要である場合で、都道府県より国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた方は、買上げの日後に償還金の支期日が到来する賦札全部について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還をけることができます。

※次の場合に限ります。
 限定承認 財産分離 相続人不存在 財産又は相続財産の破産

◆買上償還の申込方法◆

1. 「買上償還申込書（相続財産を管理する者等）」に必要事項を記入し、次の書類を添付のうえ、記名者の居住地都道府県または記名者の死亡の際における居住地の都道府県の援護担当課に送付してください。
 ※申込書の記入要領等は裏面を参照してください。

- 相続財産を管理する者等であることの証明書類（審判書謄本等）を添付してください。
- 買上償還が相続債権者及び受遺者等への弁済に必要であることが判断できる書類（財産目録）を添付してください。（破産管財人の場合は不要）
- 国債の記名者が生存している場合、破産管財人は裁判所から国債を管理及び処分することについて許可を得ていることを示す書類を添付してください。
- 国債の記名者又は償還金支払場所を変更した場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付してください。

2. 都道府県では、買上償還の対象となるかどうか審査を行った上で、対象となる場合には、「買上げを必要とする旨の証明書」及び「買上償還請求書」を、請求者に直接送付いたします。

3. 証明書等の交付を受けた請求者は、次の書類を償還金支払場所に提出し、特別買上償還を受けることとなります。

- 国債
- 買上償還請求書※
- 買上げを必要とする旨の証明書
- 印鑑証明書

※「買上償還請求書」の氏名欄には、「記名者△△の□□（例：相続財産管理人）である○○（請求者氏名）」と記載し、印鑑証明書と同じ印を押印してください。

申込書の送付先 〒123-4567 住所 ○○都道府県○○部○○課 電話番号 03-1234-1234
--

記入要領

第○回特別給付金国庫債券買上償還申込書（相続財産を管理する者等）

買上償還を必要とする第○回特別給付金国庫債券				備考
記号	証券番号	記名者	償還金支払場所	
※1		※2 ()	※3	※4

上記の第○回特別給付金国庫債券の買上償還を、記名者の○○として受けたいので申し込みます。
 （相続債権者及び受遺者等への弁済に買上償還が必要である旨の申立）

平成 年 月 日
 住所 〒 ()
 電話番号 ()
 氏名 () 印

○○都道府県知事 殿

（備考）1. 相続財産を管理する者等であることの証明書類（審判書謄本等）を添付すること。
 2. 買上償還が相続債権者及び受遺者等への弁済に不可欠であることが判断できる書類（財産目録）を添付すること。（破産管財人の場合は不要）
 3. 国債の記名者が生存している場合、破産管財人は裁判所から国債を管理及び処分することについて許可を得ていることを示す書類を添付すること。
 4. 記名者又は償還金支払場所を変更している場合は、国債の表と裏（賦札部分は不要）の写しを添付すること。

※1 国債表面の上段に記載されている「記号」及び「証券番号」を記入してください。

（例： 記号 0000000 証券番号

※2 国債表面の上段、「記名欄」の囲み内に記載されている「記名者」の氏名を記入してください。

※国債の記名変更の手続により、記名者の氏名を変更している場合は、「変更前の記名者」の氏名を（ ）に記入してください。

※3 国債表面の上段、「償還金支払場所欄」の囲み内に記載されている「償還金支払場所」を記入してください。

※4 国債を支給する旨の裁定を受けた「都道府県名」及び「職没者」の氏名を記入してください。

財産又は相続財産の破産の場合以外は、買上償還が相続債権者及び受遺者への弁済に必要な場合に認められますので、その点について特に明確に記入してください。

請求者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
 自署の場合は、押印は必要ありません。

参考例 3 - 1 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について

平成 年 月 日

様

〇〇都道府県〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について

平成 年 月 日付けで送付された第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書については、_____の事項が記載されていないため、返戻いたします。

つきましては、必要事項を記入された上、再度、当課あてご送付くださいますようお願いいたします。

担当 〇〇都道府県〇〇課

電話 03-1234-1234

参考例 3 - 2 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について

平成 年 月 日

様

〇〇都道府県〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書の返戻について

平成 年 月 日付けで送付された第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書については、国庫債券の記名者が下記の①又は②に該当する旨の居住地の福祉事務所の証明印がありませんので、返戻いたします。

つきましては、申込書に当該証明印を受けた上、再度、当課あてご送付くださいますようお願いいたします。

記

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- ② 現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長（東京都の特別区の区域に住所を有する当該国債の記名者については、その住所地の特別区の区長とする。）が認めたもの

担当 〇〇都道府県〇〇課

電話 03 - 1234 - 1234

参考例 3-3 第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書について

平成 年 月 日

様

〇〇都道府県〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書について

平成 年 月 日付けで送付された第二十七回特別給付金国庫債券買上償還申込書については、あなた様が□□□□様に関する相続財産を管理する者等であることを証明する書類が添付されていませんでした。

つきましては、「相続財産の管理人選任の審判書謄本または証明書」を当課あてご送付くださいますようお願いいたします。

担当 〇〇都道府県〇〇課

電話 03-1234-1234

参考例 4 第二十七回特別給付金国庫債券に係る裁定状況の確認について

事務連絡
平成 年 月 日

〇〇都道府県援護主管課
ご担当者 様

〇〇都道府県〇〇部〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券に係る裁定状況の確認について

下記の者から、第二十七特別給付金国庫債券の特別買上償還の申込みがありました。
つきましては、当該国庫債券に係る裁定状況を下記にご記入いただきご回答願います。
なお、裁定取消がなされている場合には、裁定取消年月日をご回答願います。

記

国庫債券	第二十七回特別給付金国庫債券
記号	〇号
証券番号	
戦没者	
記名者	

・・・・・・・・・・裁定状況確認の回答書・・・・・・・・・・

裁定都道府県名

裁定記録の有無

裁定取消の有無

裁定取消年月日

参考例 5 第二十七回特別給付金国庫債券の特別買上償還について（返戻）

事務連絡
平成 年 月 日

様

〇〇都道府県〇〇部〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券の特別買上償還について

あなた様から、平成 年 月 日付けで送付された第二十七回特別給付金の特別買上償還申込書については、下記の理由により返戻いたします。

記

申込みのあった国庫債券については、平成 年 月 日付けで 県知事により
裁定が取り消されていることから、特別買上償還を受けることはできません。

（問い合わせ先）

担当 〇〇都道府県〇〇課

電話 03-1234-1234

事務連絡
平成 年 月 日

様

〇〇都道府県〇〇部〇〇課

第二十七回特別給付金国庫債券の特別買上償還について

あなた様から、平成 年 月 日付けで申込みのあった標記につきまして、別添のとおり「第二十七回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書」及び「第二十七回特別給付金国庫債券買上償還請求書」を送付いたします。

なお、特別買上償還の手続に関しては、特別買上償還を受ける国庫債券に別添書類を添えて償還金支払場所に提出し、特別買上償還を受けることとなります。（相続財産を管理する方等、国債の記名者以外の方が特別買上償還を受ける場合は、印鑑証明書の提出が必要です。なお、記名者の法定代理人であることを償還金支払場所に届け出していない場合は、法定代理人であることの確認書類（登記事項証明書）を併せて提出してください。）

（問い合わせ先）

担当 〇〇都道府県〇〇課

電話 03-1234-1234